

# 『部落差別解消推進条例』の一部改正 及び『新型コロナ誹謗中傷対策条例』 について



日時：令和3年11月24日（水）  
14時00分～

日高振興局地域振興部

# 部落差別解消推進条例の制定・改正 の必要性と背景

## ①現状

- 部落差別は様々な取組により解決へと向かっているものの、今もなお、個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが発生している。
- インターネット上の同和問題に関する調査において、差別書き込みと特定したものについて、プロバイダ等に削除要請を行っているが、削除されないものもある。

## ②『部落差別の解消の推進に関する法律』 の制定(H28.12.16施行)

- 今もなお部落差別が発生していることが明記され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指して制定された。

# 国や他府県にはない本条例の特徴

- ① 部落差別は基本的人権の侵害であることを明示
- ② 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、  
部落差別の解消に取り組むこと
- ③ インターネットを利用しての部落差別、  
結婚や就職の際の身元の調査による部落差別、  
その他あらゆる行為による部落差別を  
行ってはならないことを明示
- ④ 事業者に対して、従業員への人権意識の高揚等の  
取組を求めていること
- ⑤ 特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務  
を規定

# 部落差別解消推進条例について

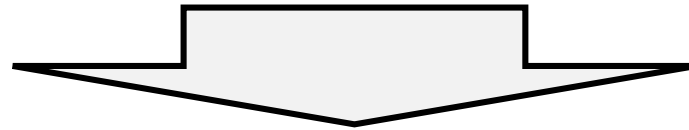
施行日：令和2年3月24日

改正：令和2年12月24日

**目的** 部落差別のない社会を実現

## 基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害
- 行政、県民、事業者等が一体となって  
取り組む



次の項目を規定

- 部落差別の禁止
- 県の責務
- 県民及び事業者、特定電気通信役務提供者の責務

# 部落差別の禁止

## ■ インターネットを利用した部落差別

を行ってはならない

## ■ 結婚及び就職に際しての身元の調査による

部落差別を行ってはならない

## ■ その他あらゆる行為により部落差別

を行ってはならない

# 県・県民・事業者の責務

## 【県】

- 国、市町村、県民、事業者等と連携し、  
部落差別の解消のための施策を実施
- 市町村、県民、事業者等の取組を支援

## 【県民】

- 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加

## 【事業者】

- 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加
- 従業員の人権意識の高揚を図るための研修

# 特定電気通信役務提供者の責務

(改正により追加)

- 県等からの削除要請や自主的なパトロールにより、プロバイダ自身が、投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合に、当該情報を削除すること
- 部落差別の情報の削除をするための約款の策定や改正などの自主規制を行うこと
- インターネット上の掲示板等を利用して、部落差別を行うことを禁止する旨の広報活動

# 部落差別の解消のための取組

## 部落差別を行った人への対応（下線部を一部改正）

- 部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
- 指導に従わない場合は、勧告

## 教育及び啓発

- 部落差別に関する理解と認識を深めるための講演会等の実施

## 相談体制の充実

- 部落差別に関する相談への対応
- 相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施

## 実態把握

- インターネット上の部落差別に関する書き込みを調査
- 特定した差別書き込みについては、プロバイダ等に対し削除要請
- 部落差別に関する県民の意識を調査



# 新型コロナ誹謗中傷対策条例の必要性

## ■ 誹謗中傷等の現状

- 新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、
  - ・ 新型コロナウイルスに感染したこと  
又はそのおそれがあること、
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を  
講じていないおそれがあることを理由に、  
県民、事業者、団体への誹謗中傷等が発生

(例)

- ・ 感染拡大地域へ遊びに行っ  
てコロナに感染したというデマが  
インターネット上に書き込まれた
- ・ コロナに感染した従業員が  
お店で働いているというデマが  
流された
- ・ 感染拡大地域の知人と会った  
ことで、周りから近寄るなと言  
われた
- ・ 上司から、ワクチン接種をし  
ないのであれば仕事をやめるよ  
うに言われた

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に併せて、  
誹謗中傷等の発生が増加することも懸念

# 他都県にはない本条例の特徴

- ①新型コロナウイルス感染症に係る  
誹謗中傷等を禁止し、  
誹謗中傷等を行った者への取組を行うこと
- ②インターネット上の誹謗中傷等に関する  
情報の拡散防止を図るため、  
特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の  
責務を規定したこと

# 新型コロナウイルス誹謗中傷対策条例について

施行日：令和2年12月24日

## 目的

新型コロナウイルス感染症に係る  
誹謗中傷等が行われない社会を実現



次の項目を規定

- 誹謗中傷等の禁止
- 県の責務
- 県民及び事業者、特定電気通信役務提供者の責務

# 誹謗中傷等の禁止

インターネットへの投稿や

発言、落書きなどあらゆる方法により、

- 新型コロナウイルス感染症に感染したこと  
又はそのおそれがあること、
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を  
適切に講じていないことを理由に、  
その内容が事実か否かに関係なく、
- 誹謗中傷や名誉毀損、
- 個人情報等を不当に公表する行為を禁止

# 県・県民・事業者の責務

## 【県】

- 国、市町村、県民、事業者等と連携し、  
誹謗中傷等の実態の把握と  
誹謗中傷等をなくすための施策を実施
- 市町村、県民、事業者等の取組を支援

## 【県民】

- 不確かな情報等に惑わされず、人権に配慮して行動
- 行政が実施する研修会や啓発活動等への参加

## 【事業者】

- 従業員が誹謗中傷等を行わないための研修等の実施
- 行政が実施する研修会や啓発活動等への参加

# 特定電気通信役務提供者の責務

- 県等からの削除要請や自主的なパトロールにより、  
プロバイダ自身が誹謗中傷等の情報を  
確認した場合に、当該情報を削除すること
- 誹謗中傷等の情報の削除をするための  
約款の策定や改正などの自主規制を行うこと
- インターネット上の掲示板等に、  
誹謗中傷等の書き込みを禁止する旨の広報活動

# 誹謗中傷等をなくすための県の取組

## 実態把握

- インターネット上の誹謗中傷等に関する書き込みの把握
- 県が把握した差別書き込みについて、プロバイダ等に対し削除要請

## 誹謗中傷等を行った人への対応

- 誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
- 指導に従わない場合は、勧告

## 教育及び啓発

- 新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくための研修会などの実施

## 相談体制の充実

- 誹謗中傷等にあわれた人からの相談に対応
- 相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施

A white cartoon dog character with a green collar, holding a sign. The dog has large black eyes, a black nose, and a smiling mouth. It is standing on its hind legs, holding a rectangular sign with a green border. The sign contains the text: 

**ご清聴  
ありがとうございます  
ございました**

和歌山県PRキャラクター・きいちゃん